

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

平成27年2月27日
学 長 裁 定
改正 令和5年3月22日

この基本方針は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学公的研究費取扱規則第3条第2項に基づき、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学という。」）の公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要な方針を定めるもの。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

2. ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、周知を図る。

3. 関係者の意識向上

本学の不正防止対策に関する基本方針及び不正防止計画並びにルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

また、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学における不正を発生させる可能性のある要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

5. 公的研究費の適正な運営・管理活動

策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行い、実効性のあるチェックが効くシステムを整備して管理を行う。

6. 情報発信の推進

公的研究費の不正への取り組みに関する本学の方針等を外部に公表する。

7. モニタリング体制の整備・実施

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。